

在宅医療介護推進部会の設置及び運営に関する規程

(設置)

第1条 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、在宅医療介護推進部会（以下「当部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 当部会が所掌する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(部会長等)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は部会員の互選により定め、副部会長は部会長が指名する部会員を持って充てる。
- 3 部会は部会長が招集する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査、検討の結果を協議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときには、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、福祉健康部地域医療課において処理する。

- 2 部会における会議の内容は、地域医療課において記録し、文書化する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。